



用務員の共同実施

今年も安倍口幼稚園の樹木の剪定と倉庫の移動を11月9日(水)に行いました。落ち葉が溜まる前に作業でき、幼稚園がきれいになりました。支部内の教育環境整備のために、共同実施で力を合わせて取り組んでいます。用務員さん、ありがとうございました！



年末調整

今年もあと2ヶ月を切りました。月日が経つのは早いですね。

昨年と比べて変わった点は・・・

扶養控除等の改正

- ① 16歳未満の扶養親族に対する控除が廃止された。
- ② 特定扶養親族の範囲が19歳以上23歳未満になった。

同居特別障害者加算の特例措置の改正

同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円になった。

事務職員から配布された文書をご確認の上、期日までに書類をご提出ください。



12月の期末勤勉手当



年に2回の、嬉しい時期がやってきました。今年も12月9日(金)が期末勤勉手当支給日です。期末勤勉手当は基準日(12月期は12月1日)前6ヶ月の勤務した期間や経験年数等に応じて支給されます。詳細は、期末勤勉手当支給明細書をご確認ください。

期末手当=(給料月額+給料の調整額+教職調整額+扶養手当+これらに対する地域手当+職務加算※1)×支給割合×期間率※2

- ※1 期間率・・・在職期間や勤務期間に応じ、決定される。
- ※2 職務加算・・・職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し、給料の月額と地域手当の合計に20/100以内の率を乗じた額が加算。
校長：15%、校長経験年数8年以上かつ4/1現在55歳以上は20%
教頭：10%、管理職手当区分が6種で、基準日現在教頭経験年数3年以上かつ4/1現在満51歳以上は15%
教諭：大卒経験年数8年以上は5% 24年以上で10%

☆お知らせ☆

9月の財形貯蓄募集期間に、財形貯蓄の新規契約や契約内容を変更された方は、11月の給与から変更されていません。給与支給明細書をご確認ください！

支給割合

年度	22年度12月期	23年度12月期
期末手当	1.35	1.375
勤勉手当	0.65	0.675
合計	2.00	2.05

※但し、人事委員勧告が実施された場合、年度の支給合計割合3.95は変わりません。

勤勉手当=(給料月額+給料の調整額+教職調整額+これらに対する地域手当+職務加算※1)×支給割合×期間率※2

12月の学校行事等予定



日	予定
7~9	修学旅行(井宮小)広島
9	期末勤勉手当支給日
16	修学旅行(美和小)東京
21	給与支給日
27	旅費支給日
29~1/3	閉庁